

保護者様

駒沢学園女子中学・高等学校
校長 土屋 登美恵

インフルエンザ 受診報告書

医師の診察により学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法の基準により、他の生徒への感染防止のため出席停止とします。

インフルエンザは、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」とされています。つきましては、保護者様が記入し、処方された薬の説明書（受診者氏名及び処方日が記載されているもの）を学校に提出してください。この提出をもって出席停止扱いとします。

生徒氏名 : 中学・高校 年 組 番 _____

停止期間 : _____ 月 _____ 日 () ~ _____ 月 _____ 日 () まで

診断名 インフルエンザ () 型

発症日 令和 年 月 日

受診日 令和 年 月 日

医療機関名

※処方された薬の説明書（コピー可）を添付し提出ください。

下記の表に体温を記入してください

発症日	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
朝の体温	°C								
夜の体温	°C								

上記の通り、インフルエンザに罹患しましたが、発症日から5日を経過し、かつ解熱日から2日を経過しましたので登校します。

年 月 日

保護者氏名

印

令和3年 1月25日 改訂

「学校保健安全施行規則」による インフルエンザの出席停止期間について

【出席停止期間】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

※「～後〇日」とある時は、そのことが起こった日は含まず、翌日を1日として数えます。

※「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。

例	発症した日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 <u>1日目</u> に 解熱した場合		 解熱					 登校可能		
発症後 <u>2日目</u> に 解熱した場合			 解熱				 登校可能		
発症後 <u>3日目</u> に 解熱した場合				 解熱			 登校可能		
発症後 <u>4日目</u> に 解熱した場合					 解熱			 登校可能	
発症後 <u>5日目</u> に 解熱した場合						 解熱			 登校可能